

平成24年1月10日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

東日本大震災復興特別区域法に基づく  
特別養護老人ホームにおける特例措置の取扱いについて

平成23年12月22日、「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）が公布され、東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定地方公共団体における特別養護老人ホームについて、他の病院若しくは診療所、介護老人保健施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと認められるものについては、配置医師を置かなくても良いという特例措置が設けられたところであります。

これに伴い、配置医師の特例措置の認定を受けた場合、当該特別養護老人ホームと連携する病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は他の特別養護老人ホームの医師が定期的に特別養護老人ホームに訪問して医学的健康管理を行う場合の診療報酬の請求に関しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に規定する配置医師と同じ扱いとし、初診料、再診料及び往診料等が算定できないこととなりますのでご連絡申し上げます。

〈添付資料〉

「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」に基づく特別養護老人ホームにおける特例措置の取扱いについて

(平 24. 1. 5 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

〈参考資料〉

1. 東日本大震災復興特別区域法資料（医療、福祉等 抜粋）  
(2011年12月 東日本大震災復興対策本部事務局)
2. 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令  
(平 23. 12. 22 内閣府・厚生労働省令第9号)
3. 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の公布について（通知）  
(平 23. 12. 22 医政発 1222 第12号・薬食発 1222 第1号・老発 1222 第2号  
厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長)